

(2025年7月18日版)

生成 AI 利用についてのガイドライン(教員向け)

阪南大学長 平山 弘

1. ガイドラインの趣旨・目的

- 生成 AI (例: ChatGPT 等) の急速な普及を受け、教育・業務において教員が AI を安全かつ有効活用するための基本方針を示す。
- 教員自身の AI 活用を適切に行い、学問的誠実性・倫理・法令順守を確保することを目的とする。
- 学生に対し、公正かつ透明性のある AI 利用指導を行う環境を整える。

2. 対象範囲

- 利用対象となる AI サービス例: ChatGPT (OpenAI)、Google Gemini、Microsoft Copilot、Claude、Bing、その他類似サービス。
- 本ガイドラインは、大学教員による下記活動に適用する。
 - 授業設計・教材作成・課題作成・成績評価などの教育活動
 - 大学業務 (レポート作成、情報発信等)
- 一部規定は大学院生のティーチングアシスタント等にも準用する場合がある。

3. AI ツールの活用方針

- AI の導入・活用に際し、学習効果や教育目標を損なわず、学問的誠実性・公平性・信頼性を最優先とする。
- 授業設計や教材作成、補助的な解説資料作成には AI 活用を認める一方、評価・試験では、学生の本来の能力評価を妨げない範囲での利用とする。
- 学生に対して AI 利用の可否・条件を明示し、利用の場合はその旨の申告・記載を義務付ける。

4. 利用可能な事例・禁止事項・例外規定

- **【利用例】**
 - 授業用資料、講義ノート、図表、課題例の試作や添削の支援
 - 文献検索、要約作成、研究資料の初期翻訳
 - 提出物の形式チェックやフィードバックの参考情報取得
- **【禁止事項】**
 - 学生作品 (レポート、論文、プログラム等) を AI にそのまま入力し評価材料とすること

- 権利侵害や秘密情報流出につながる AI 利用
- AI の出力文章を無批判に教材や業務文書へ転用すること
- **【例外規定】**
 - 特定の教育的意図で AI 利用が不可欠な場合は、所属学部、関係部署等の承認を得て運用可能とする。

5. 情報倫理・個人情報・著作権等への配慮

- 教員・学生の個人情報、要配慮個人情報、未公開のデータ等は AI サービスへ入力しないこと。
- AI の出力物が既存著作物と類似・一致しないか必ず確認し、著作権侵害・盗作等のリスクに十分留意すること。
- 不明点は教育情報課に確認すること。

6. 学生への指導・周知

- 授業内外で AI 活用の利用指針を学生に明確に伝える（シラバス記載、ガイダンス時説明等いくつかの手段で周知）。
- 学生による AI 使用の場合、その範囲・方法・申告方法を明確にし、提出物には利用の有無・内容を明示させる。
- 不正利用（無申告、課題の全自動作成等）の場合の対応も説明する。

7. トラブル対応・相談窓口

- AI は誤情報、不正確・偏った出力、倫理観の欠如等、リスクを伴うことを念頭に置くこと。
- 誤用やトラブル発生時は、速やかに所属学部の責任者、教育情報課に相談する。
- 不明点は学内の教育情報課を活用すること。

8. その他（随時アップデートの必要性、附則等）

- 社会状況、法規制、AI 技術の進化にあわせて、ガイドラインを定期的に見直す。
- 新たなリスクや技術進展の情報は適宜全学・部局で共有する。
- 附則：このガイドラインは 2025 年 7 月 18 日より施行とし、必要に応じて改訂を行う。